

## 新型コロナウイルス感染症に関する各種支援施策について

新型コロナウイルス感染症で事業に影響を受けている中小企業者等が活用できる、各種支援メニューをまとめ、掲載しています。

### 1. 浜松地域イノベーション推進機構の支援

- ・相談
- ・専門家派遣
- ・地域企業の新型コロナウイルス感染症に対する取組の情報提供

### 2. 行政機関・政府系金融機関の支援

- (1) 総合案内
- (2) 各種相談窓口
- (3) 給付金・助成金（事業継続・雇用維持）
- (4) 資金繰り支援（信用保証・融資）
- (5) 納税等猶予
- (6) 補助金（設備投資・販路開拓・新事業展開等）

### 3. 民間金融機関の支援

- ・静岡銀行
- ・浜松磐田信用金庫
- ・遠州信用金庫

令和4年2月10日時点 <第15版>

紙媒体をご覧の方へ  
下記 URL にて情報を  
適宜更新しています。



<https://www.hai.or.jp/news/covid-19/>

#### 【更新履歴】

- R3. 2. 2 : 国の3次補正予算の内容等を反映
- R3. 4.16 : 募集を開始した補助金情報等を更新
- R3.10. 1 : 給付金、新設された補助金情報等を更新
- R4. 2.10 : (給付金) 事業復活支援金の情報等を更新

## 1. 浜松地域イノベーション推進機構の支援

### 【相談】

中小企業者が直面する経営・技術・知財など、種々の問題・課題に対して財団在籍のコーディネーターが相談に応じ、解決に向けてサポートします。

URL: <https://www.hai.or.jp/menu/menu-95/>

### 【専門家派遣】

専門的知識と実務経験を要する相談に対して、内容やニーズに応じた有資格者などを専門家アドバイザーとして派遣します。新型コロナウイルス感染症の影響により、事業計画の見直し等が生じた場合など、専門家派遣のご利用を希望される方は、ご相談ください。（対象：浜松市内中小企業者等）

URL: <https://www.hai.or.jp/menu/senmonka/>

※浜松市外の方は、県産業振興財団の専門家派遣や中小企業 119 の専門家派遣がご利用いただけます。

（県産業振興財団：<http://www.ric-shizuoka.or.jp/advice/>）

（中小企業 119（旧ミラサゴ専門家派遣事業）：<https://chusho119.go.jp/>）

### 【情報提供】

浜松地域イノベーション推進機構では、企業へのヒアリング等を通じて、新型コロナウイルス感染症への対策に取り組む地域企業について情報を収集しています。下記 URL にて「感染症防止・拡大への対策の取組事例」や、「感染症を機に新製品等を開発・販売した事例」を発信していますので、対策の参考にして下さい。

URL: [https://www.hai.or.jp/act\\_covid-19/](https://www.hai.or.jp/act_covid-19/)

## 2. 行政機関・政府系金融機関の支援

### (1) 総合案内

経済産業省支援策パンフレット

「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

URL: <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

J-Net21(中小機構運営企業支援ポータルサイト)

静岡県(市町含む)の補助金・助成金・融資の情報

URL: <https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/shizuoka.html>

### (2) 各種相談窓口

相談内容	窓口
資金繰り(経済変動対策貸付等)に関する相談	静岡県 経済産業部 商工金融課 054-221-2525
経営全般に関する相談	静岡県 経済産業部 経営支援課 054-221-2806
経営相談(融資等)	日本政策金融公庫 浜松支店 国民生活事業: 0570-049890 中小企業事業: 053-453-1611
経営相談(融資等)	商工中金 浜松支店 053-454-1521
経営相談(融資等)	静岡県信用保証協会 054-252-2121
海外展開・貿易等に関する相談	ジェトロ 03-3582-5651
テレワーク導入に関する相談(厚労省事業)	テレワーク相談センター 0120-861-009
テレワークマネージャー相談(総務省事業)	<a href="https://teleworkmanager.go.jp/">https://teleworkmanager.go.jp/</a>
浜松市 新型コロナにかかるお問い合わせ	浜松市新型コロナコールセンター 0120-368-567
静岡県行政書士会による相談	静岡県行政書士会 054-254-3003 または HP <a href="https://www.sz-gyosei.jp/">https://www.sz-gyosei.jp/</a> (お問い合わせより)

### (3) 給付金・助成金（事業継続・雇用維持・休業要請協力）

#### ①雇用調整助成金（特例措置）

内容	景気の変動、産業構造の変化などに伴い経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業、教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、事業主が負担した休業手当、出向にかかる賃金の一部を助成
対象者	以下の条件を満たす全ての業種の事業主 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている
助成内容	休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成
補助率	[緊急対応期間] ・令和4年3月31日までは <u>中小企業 4/5、解雇を伴わない場合は 9/10（業況・地域の要件等に該当する場合は 10/10）</u> ※助成額の上限：対象労働者1人1日当たり9,000円～15,000円 （業況・地域により異なる） ※特例措置（緊急対応期間）以外は中小企業の場合2/3を助成する制度
URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</a>
窓口	管轄のハローワークまたは静岡労働局職業対策課 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999

#### ②新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（労働者向け）

内容	新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに事業主が休業させた中小企業の労働者のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかつた労働者等
支援金額	1日当たり平均賃金額×80%×休業実績 （上限8,265円、時短・休業要請のあつた施設等については11,000円）
URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html</a>
窓口	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15

イノベ機構

案内・相談窓口

給付金

資金繰り

納税猶予

補助金

民間金融機関

### ③事業復活支援金

内容	新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、売上が減少した中小企業・個人等に対して、給付金を支給することで、その影響を緩和して、事業の継続を支援
対象者	次の①と②を満たす中小法人・個人事業者 ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者 ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上が、 2018年11月～2021年3月の任意の同じ月の売上高と比較して 50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者
給付額	基準期間の売上高－対象付月の売上高×5か月 中小法人等：上限250万円 個人事業者等：上限50万円 (売上規模及び売上高減少率による)
申請期間	2022年1月31日～5月31日
URL	<a href="https://jigyou-fukkatsu.go.jp/">https://jigyou-fukkatsu.go.jp/</a>
窓口	0120-789-140 8:30～19:00（土日祝日含む全日）

イノベ機構

案内・相談窓口

給付金

資金繰り

納税助金

補助金

民間金融機関

#### (4) 資金繰り支援

##### <信用保証>

##### ①セーフティネット保証4号・5号

内容	(4号) 幅広い業種で影響が生じている地域(全都道府県)について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。 (5号) 特に重大な影響が生じている業種(全業種)について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証
窓口	静岡県信用保証協会 浜松支店(または取引のある金融機関)
電話	053-458-1212

##### <融資>

##### ②新型コロナウイルス感染症特別貸付[日本政策金融公庫]

内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している方を対象とした特別貸付
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、直近の売上高減少(売上高5%以上減少)等の一定の条件を満たす方
資金使途	設備資金および運転資金
担保	無担保
限度額	中小事業6億円、国民事業8,000万円
利率	当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利 中小事業1.06%→0.16%、国民事業1.21%→0.31% (利下げ限度額: 中小事業3億円、国民事業6,000万円) ※特別利子補給制度の対象であり、条件を満たす場合当初3年間で実質無利子となる
URL	<a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html</a>
窓口	日本政策金融公庫 浜松支店
電話	国民生活事業: 0570-049890、中小企業事業: 053-453-1611

## ③新型コロナウイルス感染症特別貸付（危機対応融資）[商工中金]

内容	新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに支障を来している中小企業者への特別貸付
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高または過去6カ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方等
資金使途	設備資金および運転資金
担保	無担保
限度額	6億円
利率	当初3年間 基準金利▲0.9%（1.06%→0.16%）、4年目以降基準金利 （利下げ限度額：3億円） ※特別利子補給制度の対象であり、条件を満たす場合当初3年間で実質無利子となる
URL	<a href="https://www.shokochukin.co.jp/disaster/pdf/covid_01.pdf">https://www.shokochukin.co.jp/disaster/pdf/covid_01.pdf</a>
窓口	商工中金 浜松支店
電話	053-454-1521

## ④マル経融資（新型コロナウイルス対策マル経融資）[日本政策金融公庫]

内容	商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う
対象者	最近1カ月の売上高または過去6カ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者
資金使途	設備資金および運転資金
担保	無担保
限度額	別枠1,000万円
利率	経営改善利率1.21%より当初3年間、▲0.9%引下げ
URL	（日本政策金融公庫） <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html</a> （浜松商工会議所） <a href="https://www.hamamatsu-cci.or.jp/business_support/financing.html">https://www.hamamatsu-cci.or.jp/business_support/financing.html</a>
窓口	浜松商工会議所 経営支援課（ほか地域の商工会議所、商工会）
電話	053-452-1115

## ⑤特別利子補給制度

内容	上記②、③、④等の融資により借入れを行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成
要件	特別貸付等借入申込時点の最近1か月、その翌月若しくは翌々月の売上高又は直近6か月平均売上高等と前4年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方 1. 個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし 2. 小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少 3. 中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少
URL	<a href="https://tokubetsu-riho.jp/">https://tokubetsu-riho.jp/</a> オンライン申請（郵送申請も可）
問合せ先	新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515

## ⑥セーフティネット貸付（要件緩和）

内容	社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度
対象者	新型コロナウイルス感染症により影響が見込まれる事業者（売上等の数値要件なし）
資金使途	設備資金および運転資金
限度額	中小事業：7.2億円、国民事業4,800万円
利率	基準金利：中小事業1.06%、国民事業1.81% (貸付期間5年、貸付期間・担保の有無等により変動)
URL	<a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html</a>
窓口	日本政策金融公庫 浜松支店
電話	国民生活事業：0570-049890、中小企業事業：053-453-1611 または公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

## ⑦静岡県制度融資 経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）

内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少、資金繰り悪化等の影響を受けている中小企業者への融資
対象者	県内において、原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者（個人、会社、医療法人）、組合で売上高が減少し、下記要件のいずれかを満たすもの ・セーフティネット保証4号・5号保証のいずれかを取得 ・普通保証を利用し、売上減少状況等報告書(売上高5%以上減少等)の要件を満たす
資金使途	設備資金および運転資金
限度額	8,000万円
利率	基準金利に対し、県が0.67%を利子補給
URL	<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/korona.html">https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/korona.html</a>
窓口	取扱い金融機関（地方銀行、信用金庫等）

## ⑧浜松市制度融資 ビジネスサポート資金「新型コロナウイルス感染症対応枠」

内容	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける市内中小企業の資金需要に対応する融資
対象者	浜松市内に主たる店舗・工場・事業所を有する従業員20名以下の中小企業者、又は、市内に主たる店舗・工場・事業所を有し、かつ新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者
資金使途	設備資金および運転資金
限度額	5,000万円
利率	年1.6%以内（市が0.42%を利子補給した後の利率）
URL	<a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyosomu/koronayushi.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyosomu/koronayushi.html</a>
窓口	取扱い金融機関（地方銀行、信用金庫等）



## ⑨浜松市 新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金

内容	⑧「静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」の制度にのっとり借り受けた資金		
補助内容	県が利子補給	令和3年度分申請受付終了	年間無利子化)
URL	<a href="https://www.city.hamamatsu.lg.jp/mu/syokannrishi.html">https://www.city.hamamatsu.lg.jp/mu/syokannrishi.html</a>		
窓口	浜松市役所産		
電話	053-457-2281		

## (5) 納税等猶予

### ① 国税

内容	一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となることや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することで、原則1年間、納税が猶予され、延滞税が軽減される制度
要件	<p>(換価の猶予)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる</li> <li>2 納税について誠実な意思を有すると認められる</li> <li>3 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がない</li> <li>4 納付すべき税の納期限から6か月以内に申請書が提出されている</li> </ol> <p>(納税の猶予)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合</li> <li>2 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用</li> <li>3 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額</li> <li>4 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額</li> </ol> <p>等</p>
URL	<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm</a>
窓口	所管の税務署（徴収担当）または国税局猶予相談センター（0120-380-769）

### ② 地方税（県税・市税）

内容	新型コロナウイルスの影響により税を一時に納付することができない場合、1年間、地方税の徴収の猶予を受け、延滞金が軽減される特例制度
要件	国税の要件と同等
URL	<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-140/20210129yuuyo.html">https://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-140/20210129yuuyo.html</a> （県税）
窓口	所管の静岡県財務事務所 浜松市収納対策課 053-457-2251、各市の納税課等

### ③社会保険料

内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難となった場合には、猶予制度（「換価の猶予」や「納付の猶予」）が利用可能
要件	<p><u>1. 換価の猶予</u></p> <p>厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。</p> <p><u>2. 納付の猶予</u></p> <p>次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 財産について災害を受け、または盗難にあったこと</li><li>(2) 事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと</li><li>(3) 事業を廃止し、または休止したこと</li><li>(4) 事業について著しい損失を受けたこと</li></ul>
URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10382.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10382.html</a>
窓口	管轄の年金事務所

イノベ機構

案内・相談窓口

給付金

資金繰り

納税猶予

補助金

民間金融機関

## (6) 補助金（設備投資・販路開拓、新事業展開等）

### ①事業再構築補助金

内容	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援
要件	① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1月～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1月～3月）の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること等 ② 事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等 ③ 補助事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成
補助額	【通常枠】100万円～8,000万円 【卒業枠（中小から中堅へ成長）】6,000万円超～1億円 ※その他、【大規模貸金引上枠】などあり
補助率	【通常枠】中小企業2/3（6,000万円を超える部分は1/2） 中堅企業1/2（4,000万円を超える部分は1/3） 【卒業枠（中小から中堅へ成長）】2/3
対象経費	建物費、建物改修費、賃貸物件等の原状回復、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等
公募期間	第5回：2022年1月20日から3月24日 令和4年度にさらに3回程度の公募を実施予定
URL	<a href="https://jigyousaikouchiku.jp/">https://jigyousaikouchiku.jp/</a>
窓口	事業再構築補助金コールセンター 0570-012-088

## 生産性革命推進事業（下記②～④の補助金事業）

国の令和2年度第3次補正により、【新特別枠】として「低感染リスク型ビジネス枠」を設定。補助上限や補助率等を優遇。（令和3年度で随時終了）

### ※低感染リスク型ビジネス

対人接触機会の減少に資する製品開発、ポストコロナの新サービス、業務工程の非対面化など。詳細要件は各補助金制度の中で設定。

## ②ものづくり・商業・サービス補助金（ものづくり補助金）

内容	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援 (新商品開発、新たな生産方式の導入、新サービス開発などに要する費用の補助)
対象者	中小企業・小規模事業者等
補助上限	原則 1,000 万円
補助率	【通常枠】 中小 1/2、小規模 2/3 (終了：【低感染リスク型ビジネス枠】 2/3)
対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、 原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 ※【低感染リスク型ビジネス枠】では、広告宣伝・販売促進費も対象
公募締切	9次締切：2月8日 10次締切：未定
URL	<a href="https://portal.monodukuri-hojo.jp/">https://portal.monodukuri-hojo.jp/</a>
窓口	ものづくり補助金事務局サポートセンター
電話	050-8880-4053

## ③小規模事業者持続化補助金

内容	<p>【通常枠】小規模事業者が直面する制度変更等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助</p> <p>【低感染枠】感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援</p>
対象者	小規模事業者等（製造業の場合常時使用する従業員の数20人以下）
補助上限	【通常枠】50万円 【低感染リスク型ビジネス枠】100万円
補助率	【通常枠】2/3 【低感染リスク型ビジネス枠】3/4
対象経費	<p>【通常枠】「販路開拓等（または業務効率化）の取組」を実施したことに要する費用 ①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費</p> <p>【低感染リスク型ビジネス枠】 ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費（オンラインによる展示会等に限る） ④開発費 ⑤資料購入費 ⑥雑役務費 ⑦借料 ⑧専門家謝金 ⑨設備処分費 ⑩委託費 ⑪外注費 ⑫感染防止対策費</p>
公募締切	<p>【通常枠】第8回：未定</p> <p>【低感染枠】第6回：3月9日(水)</p>
URL	<p>商議所【通常枠】：<a href="https://r1.jizokukahojokin.info/">https://r1.jizokukahojokin.info/</a></p> <p>商工会【通常枠】：<a href="http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/">http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/</a></p> <p>【低感染リスク型ビジネス枠】：<a href="https://www.jizokuka-post-corona.jp/">https://www.jizokuka-post-corona.jp/</a></p>
窓口	<p>地区を管轄している商工会議所・商工会【通常枠】</p> <p>持続化補助金低感染リスク型コールセンター 03-6731-9325【低感染枠】</p>

## ④IT導入補助金

内容	生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア）導入に補助
対象者	中小企業・小規模事業者等
補助上限	【通常枠】最大450万円 【低感染枠】最大450万円（テレワーク対応類型は150万円）
補助率	【通常枠】1/2 【低感染枠】2/3
対象経費	ソフトウェア費、導入関連費等
類型について	<p>【通常枠】A類型・B類型 ソフトウェア購入費用及び導入するソフトウェアに関連するオプション・役務の費用（A類型は1種類以上、B類型は4種類以上の業務プロセスを保有するソフトウェアを申請）</p> <p>【低感染枠】C類型 非対面化ツールの導入 複数のプロセス間で情報連携されるツールを導入し複数のプロセスの非対面化や業務の更なる効率化を行うことを目的とした事業</p> <p>【低感染枠】D類型 非対面化ツールの導入 テレワーク環境の整備に資するクラウド対応ツールを導入し複数のプロセスの非対面化を行うことを目的とした事業</p>
公募締切	令和3年度分は終了
URL	<a href="https://www.it-hojo.jp/">https://www.it-hojo.jp/</a>
窓口/電話	一般社団法人サービスデザイン推進協議会 / 0570-666-424

⑤浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金

内容	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した中小企業等について、将来を見据えたデジタル化による「新しい生活様式」への対応や「業務改善」の取り組みに対し補助金を交付
対象者	・市内に主たる店舗・工場・事業所・支店を有する中小企業者等 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、2021年8月又は9月の売上が、前年又は前々年同期と比較して30%以上減少している者 等
補助上限	法人20万円、個人10万円
補助率	10/10（全額）
対象経費	ソフトウェアの導入、パソコン・タブレット端末・プリンタ・PCアクセサリ等の購入、インターネット使用料、クラウドサービス利用料、ホームページ制作費、ITツールの開発等
対象期間	令和2年4月1日（水）～令和4年1月31日（月）
申請期間	令和3年10月1日（金）～令和4年2月15日（火）
URL	<a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/shinko/shien/digital/ouen.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/shinko/shien/digital/ouen.html</a>
窓口	浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金事務局
電話	053-488-4222（平日9:30～17:00）

イノベ機構

案内・相談窓口

給付金

資金繰り

納税猶予

補助金

民間金融機関

### 3. 民間金融機関の支援

#### 【相談窓口・緊急融資】

##### 〔静岡銀行〕

相談窓口：「新型コロナウイルス感染症にともなう相談窓口」を全営業店に設置

相談窓口：中小企業向けの「休日融資相談窓口」を設置

URL: <https://www.shizuokabank.co.jp/notice/detail/4743>

##### 〔浜松磐田信用金庫〕

相談窓口：緊急相談窓口を全営業店に設置（土日一部対応）

URL: [https://hamamatsu-iwata.jp/topics/news/20201112\\_7221.html](https://hamamatsu-iwata.jp/topics/news/20201112_7221.html)

##### 〔遠州信用金庫〕

相談窓口：相談窓口の設置

URL: [https://www.enshu-shinkin.jp/covid19\\_2020.php](https://www.enshu-shinkin.jp/covid19_2020.php)

---

※浜松地域イノベーション推進機構調べ

予算成立の状況等により制度内容等は変更となる可能性が有ります。

各種支援施策の詳細については、支援を実施する機関のHP等を必ずご確認ください。